

特定処遇改善加算の導入について

福祉施設における介護職員の処遇改善については、これまでも処遇改善の向上を図る為の加算措置が講じられ、当法人でも処遇改善加算（Ⅰ）の適用を受けてきました。

介護職員の更なる改善に取り組むため、介護職員（介護福祉士、サービス管理責任者等）の処遇改善策として、新たに特定処遇改善加算が2019年10月から導入されたことにより、当法人でも特定処遇改善加算の適用を受ける為に手続きを行い、介護職員に支払っているところであります。

処遇改善加算と併せて特定処遇改善加算を介護職員に対し、毎年、5月と12月年2回支払いを行っています。

今後も施設職員全体の処遇改善に繋がるように更なる処遇の改善に努めます。